

要望書

第三次緊急事態宣言の発出、及びその延長を受けて

文化庁長官 都倉俊一様

文化庁参事官（芸術文化担当） 梶山正司様

2021年5月27日

演劇緊急支援プロジェクト

先日4月28日の文化庁説明会にむけて、当プロジェクトとして三点の質問を提出いたしました。当日の説明会の中では、直接その質問に係る回答はなく、要望として受け止めているかのような説明がありました。確かに私たちの質問の要旨は、今回のAFF事業でカバーしきれない損失に対する補てんをどう考えるのかという点を中心であったので、今後の施策に生かすという回答と受けとめたいと考えます。

昨年3月以来、各劇団は各種助成金、補助金に加えて、寄付金の訴え、さらに緊急融資の活用も行って、何とか劇団経営を守ってきましたが、今年に入って東京ではこの3、4月の約一か月間を除けば、この6月まで何らかの制限措置がかかり、わたくしども演劇緊急支援プロジェクトに参加している演劇人、団体は、演劇収入が見込めないばかりか、公演をやればやるほど、企画すればするほど赤字が積みあがっていくリスクを背負っています。

4月25日の緊急事態宣言発出、及びその後の延長、さらに全国各県への拡大という事態によって、私どもが陥っている状況についての認識を共有していただき、今後のAFF事業を始めとする令和二年度第三次補正予算の執行に反映させていただくと同時に、令和三年度の予算執行及び、補正予算の要求に反映させていただければと考え、この要望書を提出させていただきます。

① 四月緊急事態宣言発出以降の演劇界の状況について

4月25日に演劇公演への無観客要請を伴った第三次緊急事態宣言が東京都、大阪府、兵庫県、京都府、福岡県に発出され、さらに50%制限の要請を伴った延長がされるとともに、愛知県から北海道、岡山県、広島県、さらに沖縄県に宣言地域が広がったことで、演劇界は昨年が増しての打撃を受けています。その概要を記します。

○宣言発出によって上演中止を余儀なくされた公演が生まれたことを始めとして、50%制限のかかった公演を続けることで、日々赤字が積みあがっています。

○また変異種による感染拡大が報道される中で、稽古等の公演準備を進めること自体が

困難に追い込まれています。稽古場確保に加えて、出演者、関係者に感染者が出るリスクを背負いながらの公演準備となっています。

○さらに全国に感染が拡大したことで、学校や公立文化施設での公演取り消しが相次いでいます。

○全国の演劇鑑賞団体等の市民団体や民間団体では、何とか 50%制限での収入面での制約を受けながらの公立文化施設での公演を続けていますが、施設のワクチン接種での利用などにより公演中止や日程、開演時間の変更を迫られています。しかも今後の感染状況によっては、各自治体等からの休業要請や様々な制限条項がいつどういった基準で出されるかわからず、そのことがチケット販売を減少させています。

○全国的な公演活動の主軸を担ってきた劇団が、主催公演における赤字の積み上がり、全国の依頼公演のキャンセルによる公演収入の大幅減少により、活動を支える稽古場、事務所などの賃貸料や、雇用してきた制作、事務局などの専門人材の給与、さらに恒常的な観客とのつながりを維持するための広報宣伝などの固定費用が捻出できない状況にあります。またそうした劇団の状況に連鎖して、中小の舞台スタッフの会社などでも大きな影響が出ています。

○劇団、スタッフ関連の会社などで、すでに事務所や倉庫を手放す、雇用を削減するなどの動きは起きており、さらに今後の公演活動への不安から、演劇界から離れる俳優、スタッフも多数生まれています。

○特に全国の子どもたちの演劇鑑賞機会を支えてきた児童青少年劇団は、学校がキャンセル料の財源を持たないことから、公演の中止だけでなく公演収入の大半を失うという事態を迎え、劇団継続そのものが危ぶまれています。

児童劇団を失うことは、今後の子どもの文化環境を確保することが困難になることを意味します。

以上の状態は昨年末に第三次補正予算で AFF 事業を策定した時点では想定できていなかったのではないかと思います。なぜならキャンセル料支援事業も含んではいたものの、その上限金額の設定は、3 億円を超える規模の事業収入の劇団でも 1000 万円に抑えられており、50%を超える減収というような事態に襲われている実態とは合わないからです。この上限金額では、参加する個人への所得補償までのゆとりは生まれ得ないと言って過言ではありません。またこの支援対象は主催公演のみとなっていることや、他の助成金、補助金との重複を原則認めないとしていることで、劇団、芸術団体、さらに俳優、スタッフなどが、赤字覚悟でも行おうとする公演や主催者判断で失った仕事を補うものにならないのです。

私たちは、文化庁の諸施策が演劇界のみならず日本の芸能文化を襲っている未曾有の危機に対して有効に機能するものであってほしいと願っています。その立場から、以下に AFF 事業を中心に令和二年度第三次補正予算での施策についての要望、改善要求を申し上げるとともに、さらなる緊急事態宣言の延長も取りざたされている今、私たちを襲っている不安を少しでも軽減するためにこれからの施策として実現していただきたい要望項目を記します。

① AFF 事業を現在の危機に対応したものとして機能させるために

このような状況にあつて、今現在決定している公演を行うことは、新たな作品を制作することであり、それ自体、今後の公演活動の可能性を拓げるものです。そして厳しい環境下で全国での公演を実施することは、憲法に保障された「最低限の文化的生活」を国民に享受していただくために、公演活動自体が「意欲的な取り組み」であること、その意義をもっと政府内での共通認識にすべきです。

また、この AFF 事業そのものを、この困難な状況で公演が安全で、かつ円滑に実施されるための支援とすべきと考えます。つまり、チケット収入が望めない中で、万全な感染防止措置も含めて公演準備を行うためには、文化庁のみならず他省庁や都道府県や市町村からそれまで受けている助成金の枠では困難であることを共通認識とすべきということです。また依頼公演の多くが中止に追い込まれている中では、対象事業を主催公演に限ることもやめるべきです。

その上で本事業が芸術団体の現場に生きるものとなるために、具体的な問題についていくつかの提言をさせていただきます。

1) 公演を実現するために 他の助成金との関係について

事務局団体の説明会、コールセンターの回答では、経産省、文化庁だけでなく自治体等の助成金、補助金を受けている作品、取組については全て対象とならないという説明がされているようです。

文化庁事業について言えば、それぞれの事業目的に応じた支援方法があるために、公演に関わる直接経費を対象経費としないものもあります。自治体等の助成金は特定市町村における公演が対象となることが多く、お互いが補完しあつて、現在の状況に対応できる財源となり得ます。

現状では公演を成立させること自身が困難であることを踏まえて、財源を多元化して確保していること自体がイノベーションと評価すべきです。

申請段階で他の支援による支援金の金額、対象経費などが示されれば、同じ経費に対する重複の支援でないことを証明することは困難ではありません。

2) 芸術文化振興基金などの採択団体に別枠の申請を

なお先週末に、芸術文化振興会より助成採択団体に対しての指示が出されました。私たちとしては、この文化庁支援事業を実現させるという立場から、これらの採択団体に対しては、募集要項等を別枠で設けることを提案します。

芸術文化振興会での専門委員による審査を経て支援が決定している公演事業を持つ劇団は、日本の演劇界を支える中軸と言っても過言ではないと思います。ただこの支援内容は、対象経費全額をカバーするものではなく、入場料収入が確保されることが前提となっています。前述のように 50%制限が一般化する中で、公演実施そのものが劇団の赤字を拡大していることを直視すべきです。

この別枠でという私たちの提案は、まさに「充実支援事業」というべきもので、決定した助成額に対して一定度の比率で支援することで、きわめて簡略な制度設計が出来るのではないのでしょうか。これらの団体の財政資料その他については既に芸術文化振興会に提出済みでもあります。それらのことを考慮すれば、この別途の枠組みが作られることで、公正性、透明性の確保につながるのではないかと考えます。

3) 新たな任意団体

AFF 事業では、実績ある個人が作る新たな任意団体も想定されているようですが、これは2)とは別の意味で、別枠として、提出書類等の要件を設けることを提案します。実際に公演実施をどのように担保するのかという点での慎重な審査が求められると考えるからです。その審査に際して、継続支援事業で行われたように、統括団体等が実績ある個人に事前確認番号を発行し、実績を担保するという枠組みを行うことによって、審査の簡略化、スピード化を測ることを提案いたします。

4) 継続支援事業で認定された団体の審査

継続支援事業で認定された団体の審査については、そのままの制度設計で良いと思いますが、2)と3)を別枠とすることで、この審査要件もより簡略に出来るのではないかと考えます。ただ、継続支援事業そのものがまだ決着できていないものが多数残されている現状を見ると、この受付審査業務は、継続支援事業を担当した事務局が継続することが有効かと思いますが、いかがでしょうか。

5) 企画制作関係の経費を対象経費・従事人員の対象に

コールセンター等で制作人件費等の企画制作関係の経費が認められないとも言われているようです。また、補助対象経費上限額を区分する指標として提示された必要員数の中に、企画制作、票券、広報宣伝等に係る人員が対象外とされているような表現があります。助成金、補助金ですでに対象費目となっているものを理由も示さずに対象外とし、これらの職種を不必要なもの、専門性のないものと認識しているかのような表現をすることは、文化庁としてあってはならないことです。度重なるイベント開催制限の変更で、もっとも最前線で疲弊しているのは演劇では「制作」と呼ばれる職種の人たちです。私どもとしては、製作関連経費、人件費は当然対象経費とされるべきであり、その改訂を強く要望します。

6) 助成上限額の設定の変更について

前述したように、主催公演における赤字公演の連続、そして依頼公演の大幅減少という事態にあって、例えば年間 3 億円の事業収入を持っていた劇団でも、一億円を切る収入になっているのが現状です。そのことから言えば 3 億円を超える劇団でも 1 千万円、1 億円を超える劇団でも 600 万円というのはあまりにも実態にそぐわないものです。事業収入年間 3 億円以下の団体をもう少し細分化して実態に合わせる必要と上限額を引き上げる必要があります。少なくとも年間事業収入 1 千万円以下の団体と一億円以上の劇団の上限金額を同じ 600 万円とすることは、歴史ある劇

団の活動を軽視する結果になります。三億円以下の事業規模を例えば年間二千万円、五千万円、一億円、三億円とし、それぞれ上限額を、六百万、一千万、二千万、三千万まで引き上げることを要望します。

7) 観客数 50%制約の公演の取り扱いについて

緊急事態宣言等によって上演中止ではなく、50%制限措置をとって上演した団体への支援枠を、キャンセル料支援事業の中に位置づけて、設定することを要望します。

② 劇団など創造団体の継続を図るために

令和三年度補正予算で実現していただきたいこと

1) 劇団、スタッフの職能団体等に対する固定費支援施策を

劇団を継続させる上で、稽古場、事務所、倉庫などの賃貸料、また公演事業で対象経費とされない劇団総務、事務局、製作部などの劇団が雇用している専門人員の確保、観客や依頼公演先とのつながりを維持する広報宣伝経費などは、決定的に必要な経費です。これらは劇団が次代の人材を教育、育成する上でも必須のものです。昨年度は、経産省の家賃補助金、厚労省の雇用調整金などの活用で対応した劇団が殆どですが、今年については、雇用調整金の延長は検討されているものの、家賃補助金は決定されていません。劇団等の芸術団体が他業種に比べても大幅な減収（六割から七割以上）となっていることを踏まえるならば、ここに対する補助金が必要です。

また、自前の舞台部を持たない劇団も多く、外部スタッフとの共同作業は、舞台づくりに欠かせません。舞台スタッフの職能団体（技術スタッフ系中小会社を含む）においても、同様の支援が必要です。

2) 児童青少年を対象とする劇団等に対して、学校公演のキャンセル支援を行うこと。

学校公演をめぐる問題については前述の通りですが、この学校公演の中止に対しては、飲食業に対する協力金のような中止公演一回当たりの給付金を設けていただきたいと考えます。例えば学校規模で500名以下10万円、それ以上20万円という定額の給付金を設け、学校の確認をとって劇団から申請するという制度設計はそれほど困難ではないでしょう。この対象は、子供の文化環境という視点から、小、中のみならず、保育園、幼稚園、高等学校までを含むことを要望します。

3) 減収状態が継続しているフリーランスの実演家、スタッフに対する給付金の実施

今回のAFF事業は基本的に団体を支援するもので、そのことで個人への支援につなげることが意図されていますが、今回の支援額で示される上限額では、団体の維持継続そのものが困難な状況にあります。やはり、この状況にあっては昨年同様、個人に対する直接の支援が必要になっているかと思えます。経産省では持続化給付

金が今年度は月次給付金のように形を変えていますが、文化庁版の持続化給付金を、昨年度の継続支援事業の経験をもとに事業補助ではなく、給付金として策定することを提案します。

4) 演劇関連の統括、職能団体の機能を強化するために

このコロナ禍にあつて、昨年度の継続支援事業を始めとして文化庁の支援施策を演劇関係者に広報宣伝する上で、確認番号の発行だけでなく、各統括、職能団体は大きな役割を果たしました。今後の支援策、共済制度や社会保障をより多くのフリーランスに広げていく上で、演劇文化の振興ということだけでなく、これらの協会組織の果たすべき役割は大きいものがあります。しかし、劇団、フリーランスと同様に、活動を継続していく体力が奪われ疲弊しています。

2020年度第二次補正予算で実施された、継続支援事業、収益力強化事業のように、公演助成に限らない、ワークショップ、シンポジウム、基盤整備などに利用できる、あるいは収益力強化事業で行った事業をさらに発展させる取り組みに使える制度の実施を要望いたします。

また、これらの協会の財政基盤を確立するためにも、共済組織や社会保障等の法制度を整備することが必要です。この調査研究の第一歩を今年度中にスタートさせることを提案します。

5) 文化庁予算の大幅拡充を！

三次に渡る補正予算が組まれた結果として昨年度文化庁予算は、本予算に比してほぼ倍の予算額となりました。これはコロナ禍という特殊要因があつたとはいえ、その事業内容そのものは、平時の予算にも反映すべき内容が少なくないと思います。特に、今回のAFF事業、子供文化芸術活動支援、あるいは二次補正予算における個々の実演家、アーティストに着目した継続支援事業などは、むしろ活動が本格的に再開する時期にこそ実施すべきものです。芸術文化ジャンルは、文化産業として自立している部分と非営利の芸術活動の部分が重なり合って存在しています。産業支援という側面が強調されて、非営利の芸術文化活動を支援する側面が後退することはあつてはならないことです。そのためにも文化庁が文化全体を視野に入れつつ、施策を展開するためにも予算額を大幅増額されることを要望します。

③ 新型コロナワクチン接種に関してコンサート、公演への影響について。

国、市町村、都道府県が実施するワクチン接種会場の施設利用によって、コンサート、公演等に多くの影響が出ています。予約済みだった会場がワクチン接種に使われることが十分な説明なく使用されることになったことによって、公演、コンサートの中止、延期が相次ぎ、その損害は会社によっては3億円に及びます。これらに対して、補償、補填についてははっきりとなされていない状況です。この補償、補

填について、国の要請によるものはもちろん、市町村、都道府県によるものも国の最優先政策に自治体に対応している点を考慮し、芸術文化、エンターテインメントの被害を最小限に防ぐべきです。

また、接種会場になるかもしれない、という予測で稽古場として使用されている市町村の公共施設の貸し出しが停止されている状況、あるいは予約済みの場所をキャンセルしなければいけない状況も多く聞きます。これによって、公演の中止、延期を余儀なくされた公演についても、文化庁、経産省のキャンセル料支援の枠で申請できるように要望いたします。

演劇緊急支援プロジェクト 参加団体

教育演劇研究協会

(公社) 国際演劇協会日本センター

(特非) シアター・アクセシビリティ・ネットワーク

小劇場エイド基金

全国演劇鑑賞団体連絡会議

(一社) 全国専門人形劇団協議会

全国児童・青少年演劇協議会

全国小劇場ネットワーク

全国舞台テレビ照明事業協同組合 (全照協)

日本演劇学会

(一社) 日本演劇教育連盟

(公社) 日本演劇協会

(一社) 日本演出者協会

(一社) 日本芸能マネージメント事業者協会 (マネ協)

(一社) 日本劇作家協会

(一社) 日本劇場技術者連盟

(公社) 日本劇団協議会

(公社) 日本照明家協会

日本新劇製作者協会

日本新劇俳優協会

(特非) 日本青少年音楽芸能協会 (青音協)

(公社) 日本児童青少年演劇協会

日本児童・青少年演劇劇団協同組合 (児演協)

(協組) 日本俳優連合

(公社) 日本舞台音響家協会

(一社) 日本舞台監督協会

(一社) 日本舞台美術家協会

(特非) 舞台芸術制作者オープンネットワーク (ON-PAM)

(一社) 日本エンターテイメント連盟